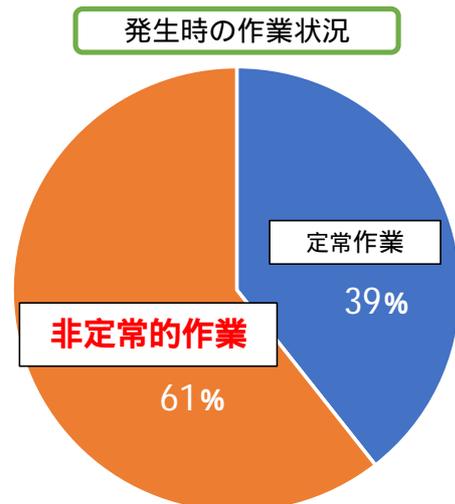
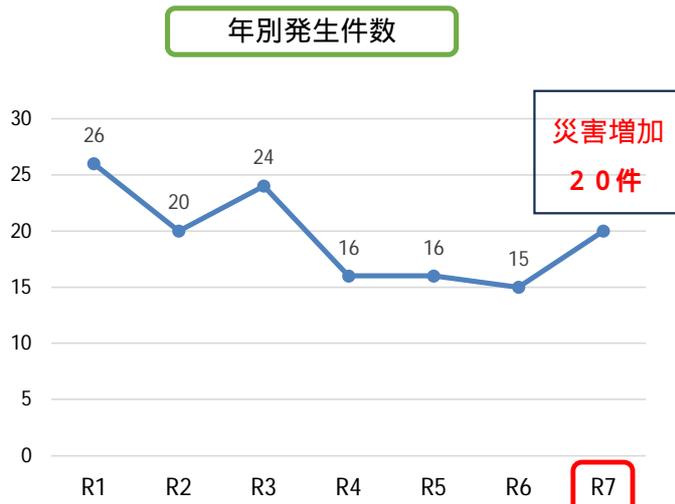
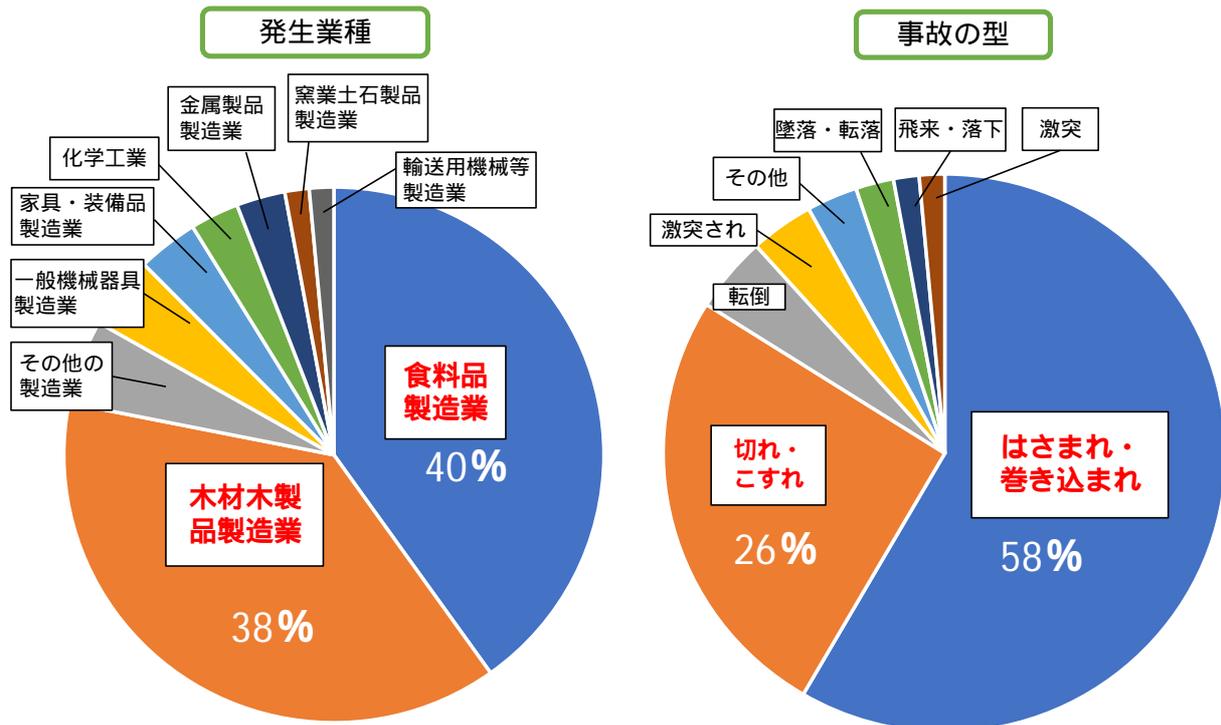


動力機械等による災害に注意！！

～巻き込まれ災害等を防止するために～

動力機械等にはさまれる・巻き込まれるなどの労働災害が多発しています。腕の切断・骨折など重傷災害に至るケースもあり、注意が必要です。

令和元年～令和7年に発生した製造業における動力機械等による労働災害
(管轄内全137件の分析)



動力機械等の災害とは、食品加工用機械、木材加工用機械、金属加工用機械、その他動力機械、コンベヤー等の機械による災害です。

令和7年は令和8年1月末時点の速報値です。

非常作的作業とは、清掃・保守作業、トラブル対処など通常の作業と異なる作業およびこれらに類する作業です。

食品製造業・木材木製品製造業を中心に多く発生し、点検・修理、清掃等の非常作的作業中に発生する割合が高くなっています。
作業手順を作成し、周知し、確実に実行させましょう！

動力機械等による災害の概要

事例 1

業種	被災者職種・年齢	傷病名	休業期間
食料品製造業	管理職・50代	前腕切断	3か月
概要			
コンベヤーの調整中、コンベヤーを作動させながら機械の破損がないか手で触って確認していたところ、ローラーに腕が巻き込まれた。			

事例 2

業種	被災者職種・年齢	傷病名	休業期間
木材木製品製造業	製造職・60代	手指骨折	3か月
概要			
機械の電源を停止した上で清掃作業を実施していたところ、機械の丸刃が惰性で回転していたのを十分確認せず手を入れたため、指が丸刃に接触した。			

事例 3

業種	被災者職種・年齢	傷病名	休業期間
木材木製品製造業	製造職・60代	手首骨折	10日
概要			
ベルトコンベヤー上に雨だれが落ちベルトが空回りして動かなくなったため、機械を動かしたまま雨だれをふいていたところ、手首が巻き込まれた。また、回転部分にカバーが設置されていなかった。			

事例 4

業種	被災者職種・年齢	傷病名	休業期間
食料品製造業	製造職・70代	手指骨折	1か月
概要			
機械の裏側で点検中に他の作業員が点検者を確認せず誤って再始動させてしまい、点検作業者の指がベルトに巻き込まれた。点検中の札は掲示していなかった。			

災害発生状況より、法令に基づく基本的な対策を講じてれば防げた災害が多く見られます。

機械の調整や清掃（詰まりの解消等）を行う場合は、必ず機械を停止させ、停止したことを確認してから作業をしましょう。

『いつものこと』、『少しくらい大丈夫だろう...』という油断がミスを誘発し骨折や切断などの大きな災害につながります！！

また、不注意だけで済まらず設備対策も検討しましょう！

非定期的な作業で労働災害が多い背景としては、日常的に反復・継続して行われることが少なく、十分な時間的余裕がない中で行われることが多いため、設備面及び管理面での事前の検討が十分でないことが多いことや、事前の作業に関する連絡調整が必ずしも十分ではなく作業指示が不明確なことが挙げられます。

非定期的作業の災害防止対策

機械の調子が悪いから点検・修理をする
機械に材料が詰まったから取り除く
機械の掃除をする、機械に給油する

リスクアセスメントによりあらかじめ危険性を特定し、対策が十分であるのかを評価し追加対策を検討しましょう

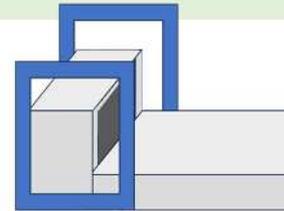
このような作業を行うときは・・・

必ず機械を**停止**してから行う

停止操作後もブレーキがない丸刃等が惰性で動き続ける場合もあります
完全に停止したことを確認してから作業を行いましょう
また、見えづらい場合は完全停止した状態をランプで知らせる方法もあります

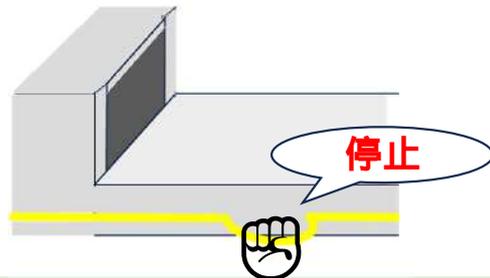
カバー等の安全装置を有効的に取り付ける

はさまれ・巻き込まれの恐れのある部分にはカバー等を
設け容易に触れることができないようにしましょう
また、カバーを容易に外せない又はカバーを取り外した
時に機械が全停止する機構を備えましょう



非常停止装置を緊急の際に容易に操作できる位置に取り付ける

搬送ベルトやガイドローラーを覆うことが
できないコンベヤーでは巻き込まれるおそれのある
個所に停止装置を設置しましょう
コンベヤー上のどこからでも綱を引くことで
コンベヤーを停止できる引綱式停止装置
などが有効です



機械の修理・点検、清掃中は誰もが分かるように作業中の標示をする

作業員以外が急に機械を動かさないようにスイッチ周辺に
わかりやすい掲示をしましょう
また、必要に応じて電源盤に施錠するなどしましょう



機械を再始動させるときは周囲に合図をする

機械の死角に入り同僚が見えづらかったり、機
械音等で合図が聞こえにくい場合もあります
あらかじめ合図を決めておき、はっきりと合図
を行い周囲に伝達しましょう

動かしま—す



周囲の安全を確認し動かす前に合図

作業手順を定めて安全教育を行う

定期的に安全な作業手順や災害事例などを労働者に説明し、安全意識を高めるようにしましょう

【関連条文】

労働安全衛生規則 主な機械の非定常的作業関係

第104条（運転開始の合図）

- 1 事業者は、機械の運転を開始する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、一定の合図を定め、合図をする者を指名して、関係労働者に対し合図を行わせなければならない。
- 2 労働者は、前項の合図に従わなければならない。

第107条（掃除等の場合の運転停止等）

- 1 事業者は、機械（刃部を除く。）の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。
- 2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠をかけ、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。

第108条（刃部の掃除等の場合の運転停止等）

- 1 事業者は、機械の刃部の掃除、検査、修理、取替え又は調整の作業を行うときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の構造上労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。
- 2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠をかけ、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、運転中の機械の刃部において切粉払いをし、又は切削剤を使用するときは、労働者にブラシその他の適当な用具を使用させなければならない。
- 4 労働者は、前項の用具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

